



2017年（平成29年）7月18日

逗子市長 平井 竜一 様

逗子文化プラザホール指定管理者候補選定委員会
委員長 伊藤 裕夫

逗子文化プラザホール指定管理者候補の選定について（答申）

平成29年4月18日付け、諮問第6号により諮問のありました標記の件について、当逗子文化プラザホール指定管理者候補選定委員会（以下、「選定委員会」という。）は、申請者から提出された書類の審査及び公開ヒアリング（プレゼンテーション）を実施した結果、次のとおり答申いたします。

記

1 選定結果

次のとおり逗子文化プラザホール指定管理者候補を選定する。

（1）最優先交渉権者

申請者名	逗子文化プラザパートナーズ
代表構成員の名称	株式会社 JTBコミュニケーションデザイン
代表者の氏名	代表取締役 細野 顕宏
代表構成員の所在地	東京都港区芝三丁目23番1号

（2）第二位優先交渉権者

申請者名	WAVE逗子
代表構成員の名称	サントリーパブリシティサービス株式会社
代表者の氏名	代表取締役社長 平井 弓子
代表構成員の所在地	東京都江東区豊洲三丁目2番24号 豊洲フォレシア16階

2 総評

今回の公募には、3者から指定申請書及び提案書の提出があった。3者は、現指定管理者、代表構成員が唯一市内企業であり文化プラザ内市民交流センター指定管理者である者、同じく代表構成員が隣接する鎌倉市の文化施設の現指定管理者と、いずれも逗子文化プラザホール（以下「ホール」という。）の利用者の中心である市民から近い位置にいることから、今回の公募に求めた「文化芸術をキーワードとした、全ての市民にとっての憩いと交流と活躍の場」としてのホールを創るため、建設的かつ積極的な提案があるものと期待された。

指定管理第二期目にあたり、特に今回期待された点は次の3点である。第1点は、指定管理期間が7年に延長されたこともあり、将来の市民までも想定したうえで、逗子ならではの文化、市民の文化行動、特にホールだけにとどまらず、市全体の市民文化の中長期的展開に、より一層の分析と把握に基づく提案が望まれたこと。第2点は、ホールが蓄積してきた文化的資産の更なる発展や新たな視点の導入など、今までホールを利用しなかった市民も視野に置いた具体的な提案があること。第3点は、様々な付加的提案も大事であるが、根幹となる業務について、実行可能性のあるしっかりと計画による提案がなされること。以上をもって書類審査に臨んだが、3者のうち1者が募集要項に規定された基準点に達することができず落選となったことは大変残念であった。

公開ヒアリングに進んだ2者は、業務に対する基本的な遂行能力だけでなく、高いプレゼンテーション能力等も提案書から読み取ることができ、書類審査の段階では優劣つけ難いものがあった。しかし、公開ヒアリングとその後の審議を経て、上記に示した3点から提案書全体を再精査し、総合的に勝っていた逗子文化プラザパートナーズを最優先交渉権者とすることに委員全員が一致した。

逗子文化プラザパートナーズは、評価の合計点が満点600点中453点と、7割を超える点を得た。実行可能性の高い安定感のある提案に加え、提案の達成に向けた具体的な説明と熱意の高さが評価された結果である。

指定管理第二期目にあたり期待することは、第一に、より開かれたホールを目指すこと。昨年度の第一期中間評価の際にも指摘されたように、これまでホールに縁がなかった人もホールに呼び寄せるような要素を、ギャラリーの活用等のハード面、親しみのある館長・職員やサービス等のソフト面の両面で実現すること。第二に、アートリテラシーの高い層にも対応する、質の高い芸術の提供を実現することである。

ホールは、指定管理第二期中に15周年を迎える。老朽化等施設管理面での課題も顕在していく時期にあたる。更に、一般的に指定管理料は、据え置き若しくは低減される傾向が高く、財務面でも厳しい管理運営が想定される。多様な現実問題に、創意工夫と、高い誠意を持って臨み、自ら提案したことと、期待することを必ず達成していただきたいと考え、選定委員会として、審査講評に加え、要望を記載することとした。

3 選定経過及び選定理由

(1) 申請状況

※申請書受付順

申請者名	備考
WAVE逗子	2団体によるグループ応募
PSC逗子文化プラザグループ	3団体によるグループ応募
逗子文化プラザパートナーズ	3団体によるグループ応募

(2) 一次審査：書類審査

平成29年7月11日（火）に、申請のあった3者の提案書について、あらかじめ設定した評価項目及び配点に従って採点を行った結果、1者が募集要項に規定された基準点に達せず落選となり、それ以外の上位2者を公開ヒアリング対象と決定した。

※番号は申請書受付順

No.	採点 600点満点	審査結果	講評
1	408	公開ヒアリング対象	—
2	346	落選	代表構成員が唯一市内企業であり、ホールと同じ文化プラザ内の市民交流センターの現指定管理者ということからも優位と思われたが、提案内容について具体性に欠ける点が多く、提案書全体の訴求力も上位2者と比較して弱かった。 なお、インテンダントの配置については評価が分かれたが、配置によって、市の文化芸術の方向性が決まってしまうことへの懸念があった。
3	436	公開ヒアリング対象	—

(3) 二次審査：公開ヒアリング（プレゼンテーション）

平成29年7月18日（火）に、書類審査において採点結果の上位2者について、それぞれに対し、提案説明（15分）の後、委員からの質疑応答（30分）を実施し、総合的評価を行った。結果は次のとおりである。

ア 採点結果

項目	配点	WAVE 逗子	逗子文化プラザ パートナーズ
I 管理運営上の基本方針	40	26	31
II 自主文化事業	1 自主文化事業を行ううえでの方針	140	101
	2 自主文化事業の実施方針や取組み		
	3 自主文化事業計画案		
III 施設運営	1 施設運営を行ううえでの方針	100	75
	2 利用料金制を前提とした料金設定		
	3 利用者サービス		
	4 効率的な運営		
	5 効果的な運営		
	6 コンプライアンス、個人情報保護についての方針と取組み		
IV 広報活動	40	28	28
V 施設管理	1 逗子文化プラザ全体の管理業務に対する方針と取組み	80	60
	2 安全管理に対する方針と取組み		
	3 業務実施体制		
VI 目標設定と自己評価	1 目標設定	40	31
	2 自己評価の方針と取組み		
VII 組織及び人員配置	1 管理運営組織	40	31
	2 必要人材の配置と職能		
VIII 収支予算書及び実績	1 収支に関する基本的な考え方	80	68
	2 指定管理期間中の収支予算書(7年分)		
	3 指定管理者業務の実績		
IX 自由提案	40	21	28
合 計	600	383	453

イ 講評

(最優先交渉権者)

申請者名：逗子文化プラザパートナーズ

現指定管理者として、第一期の4年間に蓄積した経験と知識を活かした提案が多く示され、他の申請者と比較してより具体性の高い提案書であった。また、指定管理第一期で行われた中間評価における指摘事項を反映させた提案も多く含まれており、改善に向けた具体的な行動計画と、指摘に対する真摯な姿勢が伝わる内容であった。

公開ヒアリングにおいても、提案内容に対する具体的かつきめ細やかな説明がされただけでなく、館長以下、管理運営に現場責任者として実際に携わる主要人材が出席したことでの安心感、安定感が増した。指定管理に向けた申請者の熱意も十分に感じられ、指定管理第二期に向けて直ちに調整に入れる計画と体制を整えているものと思われた。

特に、指定管理期間中の収支予算書について、逗子アートフェスティバル2020と東京2020オリンピック・パラリンピックの年に自主文化事業費を増額しているが、その財源は事業収入等で賄うとしている。全期間を通して指定管理料を減額した提案をしており、管理運営に対する自立の姿勢が見受けられたことは評価できた。

評価の合計点が、満点600点中453点と7割を超えたことからも、全体として優れた提案であり、実行可能性も高いことから、委員全員一致で最優先交渉権者とした。

しかしながら、審査の過程で議論となった点のうち、最優先交渉権者であるが、委員会として、再検討していただきたい点として、次の3点を掲げることとした。

1. 収支予算について

指定管理期間7年間の人事費が据え置きであることについて、公開ヒアリングの際、昇給等に伴う増額分をどのように賄うのかという質問に対し、本社で吸収するとの回答があった。しかし、人事費を含むホール全体の管理運営にかかる収支の構成は、明確かつできる限り詳細まで見える形で示すことが、公共施設の管理者としての説明責任と言える。指定管理第二期においては、人事費の財源や配分等を明確にしたうえで、より分かりやすい収支計画及び報告を心掛けていただきたい。

2. 自主文化事業について

今回の提案では、市民や地域と協働していく事業、社会的包摂を実現する事業等の提案が多くなされた。「コミュニティパークとの連携コンサート」等は、経験者だからこそその提案と言え、市が求めていた「市民が新たなネットワークや関係性を構築していく場」「社会参加を促す場」としてのホールの役割を十分果たすものと期待できる。これらの構築には、鑑賞系の事業とは異なり、相応の時間と労力がかかるものである。提案した事業が提案だけで終わらぬよう、確実に実施するように努めていただきたい。

一方で、市民に質の高い文化芸術の鑑賞機会を提供し、そのアートリテラシーを高めていくこともホールの重要な役割である。鑑賞系の事業については、以前より質の低下が見受

けられるとの意見もあった。高いアートリテラシーを持つ市民も満足させ、更に向上させていくような、質の高い鑑賞系の事業についても検討されること、また、そのような事業も含めた、新たな事業の開拓にも一層努めていただきたい。

3. 開かれたホールに向けて

複合施設であることは、このホールの最大の特徴の一つである。公開ヒアリングの際、1階ギャラリー前のガラス壁を開放して、他施設とのつながりを創出するようなイベントを提案された。ホールと文化プラザ全体の連続性を活かした事業を行うことで、施設間の利用者の行き来と賑わいを創出することができる。また、提案書に示された、現状をよく知る職員が長く従事することによる顔と顔が見える関係性の構築等により、市民に近い存在としてのホールを実現することができる。このような施設の活用の仕方（ハード面）と、サービスのあり方（ソフト面）の両面から、より一層市民に開かれたホールを目指し、魅力的な「憩いと交流と活躍の場」となるように取り組んでいただきたい。

特に広報活動において、「認知の向上」を短期目標としているが、ホールの認知度が低い市民が一定数存在していることが指定管理第一期の非利用者アンケートからも明らかであるので、そのような市民もホールに呼び込むとともに、パブリックリレーションズの視点からの効果的な活動に取り組んでいただきたい。

(第二位優先交渉権者)

申請者名：WAVE逗子

提案書は全体的によくまとまっており、プレゼンテーション能力の高さを感じさせた。しかし、内容については、基本方針に掲げた「逗子に新たな文化のうねりを起こします」を「ひろげる・つなげる・まじわる」等様々な言葉で表現しているが、「新たな逗子の文化」についての考えが明確ではなく、全般に具体性に欠けるところがあった。

審査過程で最も議論となったのは、指定管理料が年々増額する点であった。逗子アートフェスティバル 2020 と東京 2020 オリンピック・パラリンピックに合わせた事業の充実を見越した人員の増加や、昨今の県最低賃金の動向等を鑑みた人件費の増額によるものと説明しているが、費用の増加と指定管理料の増加は必ずしも同一視するものではない。公開ヒアリングの際、指定管理料が減額した場合について質問をしたところ、提案に示された事業の実施が困難になる旨の回答があった。そのような指定管理料収入や事業の実施に対する姿勢、収支予算に対する基本的な考え方について、最後まで疑問が残った。

また、組織と人員配置について、運営要員、特に受付業務に携わる職員の不足が懸念されたこと、館長候補者が具体的に示されなかつたことも、指定管理を任せることへの不安要素となつた。

自主文化事業の提案については、全国規模での指定管理や文化施設を所有・運営する等、文化施設の管理運営経験が豊富で、多くの優れた芸術家とのつながりもある等、品質の高い管理運営が期待されたが、鎌倉芸術館との連携については、意見が分かれたところであった。同じ芸術家が、鎌倉芸術館とホールで違う切り口で事業を行う等、上手く連携できるときは、質の高い文化芸術を市民が享受する機会が増え、アートリテラシー向上に資するものと思われた。しかし、事業の展開によっては、市民から見て同じような事業を二つの館で行うことになり、鎌倉芸術館に付属する館のようになってしまいかねないとの懸念を払拭できなかつた。

結果として、第二位優先交渉権者とすることとしたが、総合点 383 点は市が規定した基準点を上回っており、ホール管理運営の基本的な遂行能力は認められた。

しかしながら、審査の過程で議論になった点のうち、交渉権者となった場合に、委員会として、再検討していただきたい点として、次の 3 点を掲げることとした。

1. 収支予算について

指定管理制度に対して、市は自立的な管理運営を期待している。事業の充実のための費用の増加について、安易に指定管理料収入の増額に頼るのではなく、事業収入や利用料金収入、管理運営の効率化等によりカバーするといった自助努力の姿勢は重要である。地方自治体の財政状況は一般的に厳しく、公共施設の管理運営にかかる費用は縮小傾向にある。効果を上げようとする分だけコストがかかるという考え方には、費用対効果の観点からは的確とも思われるが、どのようにしたら事業を実現できるかという観点に立ち、収支予算の組み立て

について再検討していただきたい。

2. 自主文化事業について

優れた芸術家と多くのつながりがあること、近隣施設である鎌倉芸術館との連携が可能であることは、申請者が他より優れた点である。これを上手く活用し、費用対効果の高い自主文化事業を積極的に取り入れていただきたい。

3. 組織と人員配置について

管理運営の継続性は、特に市民、利用者へのサービス面においては重要なことである。市民はホールに面識のある人がいれば、それだけで安心感と親しみを持つことができ、その積み重ねが円滑な管理運営につながる。特に受付業務は、ホールの第一印象を決める「顔」であり、万全の体制で臨むことが求められる。管理運営の実態を把握し、適切な人員、人材等の体制について再検討していただきたい。

4 募集及び選定委員会の開催状況等

月 日	内 容
4月 18 日	選定委員会（第1回） <ul style="list-style-type: none"> ・委員の委嘱 ・正副委員長の選出 ・採点基準・審査方法等について検討
5月 15 日	募集の告示
5月 16 日	施設見学会
5月 16 日～6月 20 日	募集要項等の公開
5月 17 日～5月 23 日	募集要項等に関する質問の受付
6月 9 日	募集要項等に関する質問の回答
5月 17 日～6月 20 日	応募届出書の提出
6月 21 日～6月 30 日	指定管理者指定申請書及び提案書等の受付
7月 11 日	選定委員会（第2回） <ul style="list-style-type: none"> ・選定委員会（第1回）議事録の承認 ・書類審査により公開ヒアリング対象者を決定 ・公開ヒアリングの手順等について検討
7月 18 日	公開ヒアリング（プレゼンテーション） 選定委員会（第3回） <ul style="list-style-type: none"> ・選定委員会（第2回）議事録の承認 ・公開ヒアリング等を踏まえた総合審査 ・申請者の順位決定 ・総評、講評及び答申案の検討

5 選定委員

役職	氏名	職業等	区分
委員長	伊藤 裕夫	日本文化政策学会理事	文化芸術の識見者
副委員長	田中 肇	逗子市文化協会会長	利用者・利用団体代表
	富野 良視	KAAT 神奈川芸術劇場副館長	ホール運営の識見者
	長坂 祐司	税理士（長坂祐司税理士事務所）	財務又は法務の識見者

6 評価項目と配点

項目		配点
I 管理運営上の基本方針		40
II 自主文化事業	1 自主文化事業を行ううえでの方針	140
	2 自主文化事業の実施方針や取組み	
	3 自主文化事業計画案	
III 施設運営	1 施設運営を行ううえでの方針	100
	2 利用料金制を前提とした料金設定	
	3 利用者サービス	
	4 効率的な運営	
	5 効果的な運営	
	6 コンプライアンス、個人情報保護についての方針と取組み	
IV 広報活動		40
V 施設管理	1 逗子文化プラザ全体の管理業務に対する方針と取組み	80
	2 安全管理に対する方針と取組み	
	3 業務実施体制	
VI 目標設定と自己評価	1 目標設定	40
	2 自己評価の方針と取組み	
VII 組織及び人員配置	1 管理運営組織	40
	2 必要人材の配置と職能	
VIII 収支予算書及び実績	1 収支に関する基本的な考え方	80
	2 指定管理期間中の収支予算書（7年分）	
	3 指定管理者業務の実績	
IX 自由提案		40
合 計		600

【留意点】

- ア 総得点（全委員の合計点）が6割に満たない場合は、落選とする。
- イ 課題のⅡ、Ⅲ、Ⅴ各項目において得点が4割に満たない場合は、落選とする。
- ウ 配点10点の場合は、6点を基準とする。配点5点の場合は、3点を基準とする。